

番号：160372

国名：バングラデシュ

担当部署：人間開発部 保健第二グループ保健第四チーム

案件名：医療サービス提供の質改善プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月上旬から2016年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 15日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月24日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	保健医療分野に係る各種評価
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

バングラデシュの妊産婦死亡率は1990年と比較し、出生10万対574から176、5歳未満児死亡率は出生1000対144から41へと飛躍的に改善（世銀、2015年）しているものの、依然高い数値を示しており、持続開発目標（以下SDGs）において2030年までに達成すべき妊産婦死亡率（70/10万出生あたり）、及び、5歳未満児死亡率（25/1000出生あたり）を実現するためには更なる努力が必要である。特に、同国では新生児死亡率（生後4週未満の新生児死亡）が1000出生あたり24.2（UNICEF他、2014年）と高い水準にあり、妊産婦の栄養不良対策や医療施設における適切な新生児ケアを実施する必要性が高い。これに加え、食習慣や生活様式の変化、喫煙の増加等により心血管疾患、がん、糖尿病といった非感染性疾患（NCDs）が全死因の59%を占めるまでになっており、また、70歳未満で非感染性疾患により死亡する確率は18%に及ぶなど、同国の保健セクターにおいて新たな課題となっている（WHO、2015年）。しかしながら、公的医療サービスにおける早期発見や早期治療のための環境整備は十分ではなく、適切な検査や治療を受けるための自己負担は貧困層の家計を圧迫要因となっている。コミュニティレベルにおいても、母子保健の向上への継続的な取組みがさらに求められるなか、新たな課題となっているNCDsに対する取組は十分ではなく、また、既存の医療施設においてもNCDsに対する検査・診断・治療のサービスが十分に提供できる環境が整っていない。

JICAは2006年から技術協力プロジェクトにより母子保健向上に関する取組を支援しているが、この中でコミュニティの動員により妊産婦が適切なケアを受けられるような仕組みづくり、地域の病院の質の改善、及び、地方行政レベルにおける優良な対策事例の学び合いを通じた保健医療サービスへのリソース確保を組み合わせた活動モデルをノルシンディ県等対象サイトで開発した。2011年から開始された技術協力プロジェクト「母性保護サービス強化プロジェクト（SMPPII）」（2011年7月～2016年6月）ではこれらの活動の全国展開のための支援を実施、同活動はノルシンディモデルとして同国において広く認知されることとなり、特に、コミュニティの動員の取組はバングラデシュ政府のコミュニティクリニックに関する運用ガイドラインに取り入れられ、また、5S-KAIZENを入口とした病院の質の改善の取組は同プロジェクトで開発されたガイドラインに従い、2014年に保健家族福祉省の中で立ち上げられた質の管理事務局（QI）において全国的にモニタリングされることとなった。加えて、コミュニティにおける活動や病院サービスの質改善のためのトレーニングやコミュニティクリニックの建設などを円借款で全国的に支援している。

今般、バングラデシュ政府は、限られたリソースにより母子保健の向上とNCDsへの対策という二重の課題への対応能力を強化するため、新たな技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは基本計画策定調査を実施し、技術協力プロジェクトの実施のために必要な基本情報やバングラデシュ政府関係者との協議を通じ、同プロジェクトの基本計画の策定を行うものである。

本案件では、対象地域や目標、主となる成果については本調査において策定するが、現場レベルでの活動等の詳細部分については、対象パイロットサイトを選定した後、県・郡保健セクター担当者、病院、コミュニティクリニック等の関係者と慎重に協議して決定する必要があるため、二段階方式を選択することとする。基本計画策定調査とは、段階的な計画策定方式（通称二段階方式）の導入（2014年）により、適切かつより迅速な計画策定を可能とする制度で実施される準備調査のことであり、協力開始前に策定する計画精度を柔軟化（一部の計画については未確定または暫定計画でも可とする）することで協力開始を迅速化するものである。よって詳細計画策定調査とは違い、活動計画の詳細は本調査では策定しない。

本調査では、バングラデシュの母子保健及び非感染性疾患対策及び病院間の役割分担に関する現状、体制に関する情報に重点を置いて収集し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報もあわせて収集、分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動方針についてバングラデシュ側関係者と確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、報告書（案）について作成するとともに、全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年7月上旬～7月中旬）

①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、バングラデシュ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）の作成等、情報収集のための準備を行う。

②プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。

③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年7月中旬～7月下旬）

①JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。

②バングラデシュ側関係機関との協議に参加する。

③本プロジェクトの妥当性を検証するため、以下を含めた関連情報を収集、分析を行う。

(ア)バングラデシュ保健人口栄養セクター開発プログラムにおける、医療サービスの質的向上に関する戦略的優先度

(イ)保健家族福祉省及び県、郡、コミュニティレベルの医療施設やコミュニティの住民組織を中心とした、母子保健や非感染性対策疾患に関する保健医療サービスの提供体制及び質的向上への取組

(ウ)母子保健や非感染性対策疾患に関する保健医療サービスの提供体制強化を目的とした、他の開発パートナーの支援状況

④他調査団員とともにプロジェクトの活動に係る協議に参加する。

⑤PDM 案、PO 案の作成に協力する。

⑥R/D（Record of Discussions）案及びM/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。

⑦バングラデシュ側保健省との支援内容に関する協議に協力する。

⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所等に報告する。

⑨評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析する。

(3) 帰国後整理期間（2015年8月上旬）

①事業事前評価表（案）作成に協力する。

②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③担当分野に係る基本計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）

電子データをもって提出することとする。

(2) 事業事前評価表（案）（和文）

上記と同じく、電子データで提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田—シンガポール—ダッカ往復、あるいは、羽田—シンガポール—ダッカ往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年7月15日～7月29日の15日間を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。また、現地派遣期間は数日前後する可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA/バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第二グループ保健第四チーム (TEL:03-5226-8374) にて配布します。

- ・技術協力プロジェクト事業進捗報告書
- ・円借款「母子保健改善事業フェーズI」に関する資料
- ・母性保護サービス強化プロジェクトフェーズII終了時評価調査報告書 (案)
- ・母子保健活動モデルスケールアップ調査報告書 (案)

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ事前評価調査報告書
- ・母性保護サービス強化プロジェクトプロジェクト事業完了報告書
- ・母性保護サービス強化プロジェクトプロジェクト準備調査報告書
- ・母性保護サービス強化プロジェクトフェーズII詳細計画策定調査報告書
- ・母性保護サービス強化プロジェクトフェーズII中間レビュー調査報告書

また、母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ中間レビュー評価結果要約表はウェブサイト (http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0602298_2_s.pdf)、終了時評価要約表はウェブサイト

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0602298_3_s.pdf) より入手可能です。

③SMPP2にて作成されたマニュアル、成果に関する論文発表がウェブサイト
(<http://www.jica.go.jp/project/bangladesh/002/materials/index.html>)より入手可能です。

④ 円借款「母子保健改善事業フェーズⅠ」事前評価はウェブサイト
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_BD-P68_1_s.pdf)より入手可能です。

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を実施願います。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかにご相談下さい。